

令和 7 年度

監 査 計 画 書

豊前市監査委員

目 次

第 1. 年間監査計画

- 1. 実施予定の監査等の種類及び対象…………… 2 ～ 3
- 2. 対象別実施予定時期…………… 3
- 3. 実施体制…………… 3

第 2. 実 施 計 画

- 1. 種類・対象及び着眼点…………… 4 ～ 6
- 2. 主な実施手続…………… 6
- 3. 実施場所及び日程…………… 6
- 4. 担当者及び事務分担…………… 6
- 5. 報告・公表…………… 6 ～ 7
- 6. 措置の報告…………… 7
- 7. その他…………… 7

- 令和 7 年度 監査等実施計画表（別紙）…………… 8

第1．年間監査計画

1．実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 定期監査(法第199条第1項及び第4項)

ア．対象

本市における、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管並びに財産管理等の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理に関する事務を対象とし、監査の実施に当たっては前期と後期に分け、前期については前年度の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、後期については当該年度を対象として実施する。

各対象課等に対しては、概ね5年周期で実施する。

(2) 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項)

ア．対象

本市が補助金等の財政的援助をおこなっている団体、資本金等を出資している団体、指定管理者として公の施設の管理をおこなっている団体等についての出納その他の事務及びそれらの団体等の所管課の事務を対象として実施する。

(ア) 補助金等の援助団体については、概ね年間500万円以上援助を受けている団体を対象とする。(必要に応じてそれ以外も行う。)

(イ) 補助金等の援助団体及び指定管理者の監査は原則毎年1～2団体を対象とする。

(3) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項)

ア．対象

一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、基金及び公営企業会計について毎月の現金の出納を対象とし、翌月1日から末日までの間に実施する。

ただし、やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、変更することができる。

(4) 決算審査(法第233条第2項、公企法第30条第2項)

ア．対象

市長から審査に付された、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算並びに関係する証書類等を対象として実施する。

(5) 基金の運用状況審査(法第241条第5項)

ア．対象

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金における運用状況を対象として実施する。

(6) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項，第22条第1項）

ア. 対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とし実施する。

(7) その他の監査等

本計画に定める監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、その都度監査委員が協議し実施する。

2. 対象別実施予定時期

別紙、監査等実施計画表のとおり

3. 実施体制

監査委員2名および監査委員事務局職員2名により監査等をおこなう。

第２．実施計画

豊前市監査基準第１３条第３項に基づき、令和７年度監査実施計画を次のとおり定めるものとする。

１．種類・対象及び着眼点

（１）定期監査（法第１９９条第１項及び第４項）

ア．対象

生涯学習課、議会事務局、デジタル化推進室、福祉課を対象とする。

なお、生涯学習課は令和６年度に執行された事務を対象とし、その他の課は令和７年度に執行された事務を対象とする。

イ．着眼点

（ア）事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

（イ）事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

（ウ）予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

（エ）リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

（オ）文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

（カ）前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

（２）財政援助団体等に対する監査（法第１９９条第７項）

ア．対象

令和６年度における財政援助団体、出資団体及び指定管理者から、監査委員の合議により決定された団体で、豊前市芸術文化振興協会（豊前市多目的文化交流センター・豊前市市民会館）、豊前市スポーツ協会を対象とする。

イ．着眼点

当該団体等に対する財政的援助等に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

（３）例月現金出納検査（法第２３５条の２第１項）

ア．対象

一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、基金及び公営企業会計について実施月の前月分の現金の出納を対象とする。

イ．着眼点

現金の残高及び出納関係諸表等の計数は正確なものとなっているか、また現金の出納事務は適正に行われているか。

(4) 決算審査（法第233条第2項，公企法第30条第2項）

ア．対象

市長から審査に付された、令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算並びに関係する証書類等を対象として実施する。

イ．着眼点

(ア) 審査に付された書類が関係法令に準拠し調製されているか。

(イ) 事務処理は関係法令及び通達等に基づき適正になされ、計数は正確か。

(ウ) 予算執行は経済的かつ効率的になされ健全な財政運営となっているか。

(エ) 前年度における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

(5) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

ア．対象

令和6年度の豊前市土地開発基金などの運用状況を対象とする。

イ．着眼点

基金の運用状況を示す書類の計数は正確なものとなっているか、また基金の運用は適正かつ効率的に行われているか。

(6) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項，第22条第1項）

ア．対象

令和6年度の決算に基づき算出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率の算定の基礎となる事項が記載された書類を対象とする。

イ．着眼点

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率の算定基礎となる書類の計数は正確なものとなっているか、また健全化判断比率等の算定は適正に行われているか。

(7) その他の監査等

住民の直接請求に基づく監査・議会の請求に基づく監査・市長の要求に基づく監査・公金の収納又は支払事務に関する監査・住民監査請求に基づく監査・職員の賠償責任に関する監査・共同設置機関の監査については、必要に

応じて行う。行政監査については、特段、必要がないと認められた場合には、当該監査趣旨を定期監査と併せて実施する。

2. 主な実施手続

- (1) 監査委員は、監査等を行うときは、特別の場合を除き、監査等の種別、期日、場所等を、あらかじめ、関係者（監査対象課等の長その他の関係者）に通知する。
- (2) 監査対象課等は、監査委員が指示した調書及び資料等を、指定された日までに作成し監査委員に提出するものとする。
- (3) 事務局長をはじめとする職員は、監査委員の命により、監査対象課等から提出された調書及び資料等により、監査等を行うものとする。
- (4) 監査等は、監査対象課等から提出された調書及び資料等を検証し、関係課長及び係長等の出席を求めて説明を聴取することによりこれを行う。なお、必要に応じて現地調査及び照合等を行うものとする。
- (5) 監査委員は、必要があると認める場合には、資料等の提出を追加で求め調査を行うものとする。
- (6) 監査対象課等において、監査等の日程を変更しなければならないときは、監査委員と協議の上日程を変更するものとする。

3. 実施場所及び日程

別紙に定める「監査等実施計画表」に基づき、監査委員事務局及び監査委員が指定する場所において実施する。

4. 担当者及び事務分担

監査等の担当者は、事務局長及び監査係職員とし、事務分担は事務局長の指示によるものとする。

5. 報告・公表

- (1) 監査委員は、原則として監査の終了後に、関係課長等に講評を行うものとする。その後、法令等の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定し、市長及び議会等に提出する。また、市庁舎前公示板に掲示するほか、豊前市のホームページで広く市民の閲覧に供し、これを公表するものとする。

ア. 定期監査

課単位で終了後、市長及び議会等へ報告書を提出する。

イ. 財政援助団体等監査

監査終了後に、市長及び議会等へ報告書を提出する。

ウ. 例月現金出納検査

実施月末に市長及び議会へ報告する。

エ. 決算審査

市議会の開催日程等を勘案した上、一般会計、特別会計及び公営企業会計決算は、令和7年8月下旬までに市長へ意見書を提出する。

オ. 基金の運用状況審査

年2回（4月・10月）に審査し、令和7年8月下旬までに市長へ意見書を提出する。

カ. 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

決算審査に併せて提出する。

キ. その他の監査等

随時監査等終了後、市長及び議会等へ報告書を提出する。

- (2) 監査委員は、監査等の結果に基づいて必要があると認めるときは、組織及び運営の合理化に資するため、法第199条第10項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告に添えてその意見を提出するものとする。

6. 措置の報告

市長及び関係機関の長等は、監査等の結果に基づき、又は監査等の結果を参考として措置を講じたときは、法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知しなければならない。

この場合においても、この通知に係る事項を豊前市のホームページで広く市民の閲覧に供し、同様に公表する。

7. その他

監査委員は、必要に応じて本計画を臨機に変更することができる。

(別 紙)

令和7年度 監査等実施計画表

◎例月出納検査(法第235条の2第1項)

一般会計：毎月10日～20日

企業会計：毎月20日～末日

項目 月別	定 期 監 査 (法第199条第1項 及び第4項) [行 政 監 査] (法第199条第2項)	決 算 審 査 (法第 233 条第 2 項) (公営企業法 第 30 条第 2 項)	財政援助団体等監査 (法第199条第7項)	基金の運用状況審査 (法第241条第5項) その他の監査
4月	生涯学習課			基金運用状況審査 (10月～3月)
5月	生涯学習課	企業会計決算審査		
6月		企業会計決算審査		
7月		一般・特別会計 決算審査		
8月		一般・特別会計 決算審査	豊前市芸術文化 振興協会	
9月			豊前市芸術文化 振興協会	
10月				基金運用状況審査 (4月～9月)
11月	議会事務局			
12月	デジタル化推進室			
1月	デジタル化推進室		豊前市スポーツ協会	
2月	福祉課		豊前市スポーツ協会	
3月	福祉課			